

平成30年あきる野市農業委員会 3月総会議事録

平成30年3月23日(金)午前10時00分、平成30年あきる野市農業委員会3月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局 野口創

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 非農地証明の願い出について |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午前10時00分

(事務局長) おはようございます。ちょっと時間も過ぎましたので、始めさせていただきます。早いもので、今日、年度末、29年度最後の農業委員会になります。また、この間は雪が降って、奥多摩の方では13名も遭難したなんて事件もありましたけど、うちの方では今、原小宮と平沢のあたりにイノシシが4頭ほど、この一週間ほど暴れ回ってまして、地域住民からも、夕べだけでも11件、昼間を入れると20数件くらい電話も来ていまして、警察と猟友会さんにも対応していただいているんですけど、なかなか、住宅地なので撃ったりもできないので、どうしようかというところで、今、対応を練っているところです。とりあえずは罾を仕掛けてるんですけど、なかなか賢い動物なので、なかなか入ってくれないという状況です。4頭も出てるので、どうしようかと思って、今も対応に追われてまして、青木はちょっとその関係で農業委員会の方は欠席させていただいています。畑も荒らされたりしているので、何かありましたら、警察だとか猟友会さんだとか対応していますので、また、見かけた場合には近づかない、手を出さない、ちょっかいを出さないようにしていただいて、すみやかに警察等に連絡していただくようお願いいたしますと言っただけならばと思いますので、よろしくお願ひします。それではただ今から、平成30年あきる野市農業委員会3月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、3月16日、東京都農業会議臨時総会に課長とともに出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は嶋崎委員と田中正治委員になりますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願ひします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案を事務局より説明願ひします。

(事務局) はい。それでは、議案書1ページをお願いいたします。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。平成30年3月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 次に番号1につきまして担当の田中克博委員、説明願ひします。

(田中克博委員) はい。本日の第1号議案なんですけど、今までこのようなケースが、もしかしたらあんまりなかったんじゃないかという気がしますので、皆さんご意見よろしくお願ひします。

事前に、3月13日に市役所で大体の内容を聞いた上でですね、3月16日に事務局の野口さんと現地調査を行いました。場所の方は、お手元の5ページの地図なんですけど、大きく左の方に日の出インターチェンジとありますが、その入口に当たる東西に通っている永田橋通りという広い通りがありまして、そこから直接この畑に入るのではなく、この地図の右の方にY字路の信号がありまして、そこから●に向かって入っていくような所で、ちょっと隣には△△△△△という小さい△△があったり、あとは家に囲まれたような所でした。現地の方は、被相続人の□□さんは、生前中は熱心に耕作をされておりました。養鶏と植木等の栽培をしております、畑が全部で●反●畝あるうちの1つなんですけど、ここは●反弱ありまして、植木を中心に栽培されてこられたんじゃないかというような畑でした。周りがこの地図を見てもそうなんですけど、家で囲まれてて、左側の空き地も今では住宅がすぐ際まで建って、住宅に囲まれているような場所です。写真が配られていまして、写真の方を見ていただくと、一番すぐに目に付くのが左下の写真で、生産緑地の看板が立っている所で、サルスベリがちょっと大きくなっちゃって、かなり、隣にも入っちゃいそうな感じに大きくなっちゃってるのと、奥に行くと、上の2枚の写真がそうなんですけど、いろんな種類の植木が、当時一生懸命やってたと思うのですが、今では残ってしまって、どっちかって言うと手が付けられてないと言うか、手付かずの状態になっていました。右上の写真なんかは切り口がまだ新しいんですけど、住宅もすぐ右側に迫ってまして、そういう所はやっていただいていたようでした。右下の写真なんですけど、トラクターでうなってある所も一部、畑で言うと、まあ、4分の1あるかどうかというところなんですけど、一応こちらの方は植木もなく、提出された営農計画などを見させていただくと、カボチャとかジャガイモとか栽培する予定のようでした。同時に営農計画で、植木の管理という風にあったのですが、ちょっと、実際にこれが管理して、販売できる植木っていうのは、いくらもないのではないかという印象でした。それで、現地調査の方はこのような形で終わったんですけど、その後日、3月18日に草花の自宅に家が近いということで、小川委員さんも一緒に本人ともう一度畑の方、現地を見させてもらって、お話を少し伺ったんですけど、本人もちょっとこの畑をどうしたらいいか悩んでいるというか、そんな状態で、そういった中で、梅を植えたり、タラノメをやりたいという意向はあるようなので、これから終生営農されていくようになるので、一度抜根して畑をきれいにしてもらいたいという風には伝えました。一応そんな感じなんですけど、あとは質問をしてください。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきました。何かご質問、ございますでしょうか？

(田中正治委員) この4枚の写真は、この納税猶予をかける〇〇〇-〇の写真ですか？

(事務局) これがその土地の写真です。

(議長) いろんな方角から見ている。

(田中正治委員) これを四方から見た？

(事務局) そうですね。

(田中正治委員) そうすると、当然の事ながら税務署が見に来ますから、これでは通らないという結論になるのでしょうか？

(事務局) それは私達が判断する事では・・・

(田中正治委員) 私が扱った案件で、隣の家だったんですけど、税務署の方が見えて、その場所を確認するというような義務がある訳ですよ？税務署が。それをもとに話をすると、もう言語道断と言うか、当然これだと難しいかなという気がするんですけど。確認したかったのは、総面積で●反●畝持っていますので、もっときれいな所にこの〇〇〇－〇が存在するのかなと思って、今、質問したんですけど、この4枚の写真が〇〇〇－〇を四方から撮ったものですね？

(事務局) そういう事です。

(田中正治委員) あとで、本人さんは来るのですか？

(事務局) はい、来ます。

(田中正治委員) 今、田中克博委員の説明もありましたが、もう少しこの●反●畝の内容を、できれば、後でお聞かせ願いたいと思います。以上です。

(議長) 他に何かご質問は？

(谷澤職務代理) これ、植木をやってらっしゃる委員さんに聞きたいのですが、これ、どれくらい放置すればこんな状態になるんですかね？また、これは、これから手入れをしたら、抜根すると言っていますが、これからもし手入れをした場合に、これが売り物になるんですか？

(唐澤委員) 売り物は、そうですね、何本もないですね。もう、雑木林に近い。

(谷澤職務代理) そうですね。相当・・・

(平野委員) 価値を見出す人もいるだろうけど・・・なかなかこれは難しいなと思います。

(議長) 他にご質問は？

(嶋崎委員) あの、サルスベリの木は分かるんですけど、右上の写真のは、植木の木ですか？

(議長) これ、見たら、柿の木ようです・・・柿のへただけ残ってる。

(嶋崎委員) 柿の木ですか？・・・これ、□□さんやってる頃から、相当放ってあった感じではないですか？

(議長) この右上の写真は地図で言うと、この土地を左側から右へ向かって見たという写真です。耕されているところは、北側の方です。4分の1くらいがこのようになっています。右の家に接している周りは枝を落としてあるという程度なんですけど。

(嶋崎委員) うなってある所は・・・

(議長) この地図でいう所の一番上の部分を、左右にうなってあります。全体の4分の1ぐらい。他にご質問はございますか？

(宮崎委員) ●月●●日が相続開始という事ですけど、納税猶予というものを、いつまでに決めないといけないのですか？

(事務局) 税務署への報告期限は相続開始から10ヶ月ですので、この日付で言うと、●月●●日までには報告を、誰が相続をして、その税金を猶予するかしないかの申請はしないとけないので、時間的にはまだあると思います。

(宮崎委員) 厳しいんじゃないですかね、これ。全部抜いてから、もう一回申請してもらったら・・・

(事務局) 事務局の方はとりあえず書類は預かって、あとは皆さんがどういう判断をされるかですが、とりあえずご本人様に來ていただいているので、今後の話を聞いていただくような形を取

って、これから営農開始という事なので、意気込みとかそういったものを聞いてもらった上で、その後に最終的に皆さんでどのようにするかを決めていただければと思いますので。

(議長) 他に質問は？

(小川委員) 質問ではないんですけど、とりあえず、〇〇〇〇さん、ここで、教員が3月31日で定年になるようなので、週に何回かは勤務なんですけど、若干体に余裕ができると言うか、小宮久保の町内会の副会長もここで受けるというような気持ちなので、大分余裕ができるという事です。田中さんと一緒に行った時にも、抜根できるようだったら、抜根した方がいいんじゃないかという話もしておいたので、本人にどういう状況になるのかを伺って、できたらいい方向で持って行っていただければなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。この一番奥の所、耕耘するのに通路を作らなければいけないので、ずっと通路を作ったんですけど、根っこから切っちゃったので、これだとユンボが引っ掛からないから、自分で切るんだったら途中から1メートルくらい上げて切った方が作業しやすいという話もしておきましたので、ちょっとお話を本人に聞いてもらって、審議していただいて、皆さんが言ってるように保留にして再度という形も取れるかも知れませんが、是非、よろしくお願いします。以上です。

(田中克博委員) あと、すみません。先ほど、他の畑は？という質問があったので、一応口頭で、そのシルバ一人材センターの東側ですとか、秋多中学校のすぐ裏の所ですとか、御堂の方に田んぼが3ヶ所ぐらいですか・・・というような状況になっています。

(小川委員) そこはきれいになっています。1ヶ所だけ、ちょっと・・・。それと、相続は、お父さんが亡くなって、お母さんと妹も相続されると思うので、全部が〇〇さんではないです。あと、〇〇△△さんの兄弟が若干手伝ってくれて、家の周りだとか、シルバ一人材センターの所だとか、大分きれいにはなっています。

(議長) それではご本人に入っていて良いでしょうか・・・ではご本人が来ますので、ぜひ質問していただきたいと思います。

(〇〇氏入室)

(議長) どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

(〇〇氏) とんでもないです。

(議長) 確認ですが、住所があきる野市●●●●●●番地、〇〇〇〇さんでお間違いないでしょうか？

(〇〇氏) はい。

(議長) これから委員から質問があると思いますので、ぜひ、誠実にお答えいただけますよう、お願いいたします。それではご本人がいらっしゃいましたので、何か質問がある方、お願いいたします。

(田中克博委員) すみません。畑が何ヶ所かあるんですけど、お持ちの農業機械、耕作する機械を教えてください。

(〇〇氏) 今は、4年前に耕耘機を新しくしたんですけど、今やっている畑の広さにあわせるのであれば、新しく、もっと大きなトラクターとかが必要なんだろうと思っています。それを買う予定はあります。実際父が亡くなったのが去年の●月ですけれども、私がこの3月に中学校の

(田中正治委員) 分かりました。

(橋本喜久司委員) あの、先ほど梅がプラムボックスで枯れたと言っていましたが、プラムボックスの場合、枯れるってことはなくて、東京都の方で抜根・・・

(〇〇氏) あ、枯れるって言うのは、伐採したって事です。

(橋本喜久司委員) 抜根してくれますよね？

(〇〇氏) 抜根したって事です。

(橋本喜久司委員) 枯れたんじゃないですよ？

(〇〇氏) あ、すみません。枯れた訳ではないです。

(橋本喜久司委員) ただ、そこにまた梅を植えても結果は同じになるような・・・

(栗原剛委員) 許可が出てからじゃないと・・・

(〇〇氏) あ、すみません。またそこら辺も教えてもらって。

(議長) この梅の場所って言うのは、この耕してある所ですか？

(〇〇氏) そこなんですよね。そこが、前は梅があったんですけど。

(議長) 他にご質問は？

(平野委員) 平野と申します。本日はどうもご苦労様です。〇〇△△さんにはうちの親父なんかも大分お世話になっていたんですけど、営農計画ではいろいろな野菜をやっていくという事なんですけど、現況の写真を見ると、うちの方も植木生産をしているんですけど、売るには程遠いような現況で、畑とは言えないのかなという状況なんですけど、これをすぐ抜根して、耕作できるような状況にする予定はあるのでしょうか？

(〇〇氏) そうですね。そういう予定を、今、考えているところです。まだそういう業者の方に見積もりは立ててもらっていませんけれども、去年もここにあった柿の木とかが隣のところに枝がかかったりしていたので、それは近所の植木の人を通じて、業者の人に枝を切ってもらったので、そういう業者の人にまず見積もりを立ててもらって、どんな感じのかなというところなんです。

(議長) 他にご質問はありませんか？

(堀江委員) 堀江と言います。私も〇〇さんの親父さんにはお世話になってますけど、自分も4年前に相続がありまして、その1年後くらいには確実に税務署の方でも現地調査に来られるんですよ。そうすると、確かに平野くんが言うように、この状態だと多分通らないんじゃないかなというのがありまして、置けば置くほどやっぱり大変になるので、できれば早いうちに、どうしようかというのを決めないと、自分も10ヶ月で相続して、その2ヶ月後くらいに来たので、そうするとやっぱり、夏場に来られちゃうと、畑自体、草とかがひどくなるだろうし、そういう時にも来られちゃうと、もう言い訳がつかなくなっちゃったりするし、あと、農業委員さんの方で認められた状況っていうのを元に来るので、そうすると、その認められないような状況ではなかなかみんなも首を縦に振ってくれないと思うので、そこをできるだけ早く結論を出した方がいいと思うんですけど、よろしく願います。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。ちょっと今まで本当に忙しくて、なかなか手が回らなかったんですけど、4月から少し時間が取れると思いますので、早めにやっていきたいと思いま

す。分からない事が多いので、またいろいろ教えてもらえれば、それをたよりに動きたいと思
いますので、本当にいろいろな経験も教えていただければと思います。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問はございますか?・・・よろしいですかね?

(坂本委員) 坂本と言いますけれども、まだあと猶予の申告期間が●ヶ月あるんですけれども、そ
の間にできたらですね、抜根でもしちゃってもらって、もう一度、出してもらおうというので、
どうでしょうかね?あの、ちょっと、これを今、写真で見た段階では、ちょっと雑木林のよう
な感じになっちゃって、耕作している農地とはちょっと今の段階では言えないのかなという気
はするんですけど。ですからちょっとまだ期間がありますので、その間に抜根でもしちゃって
ですね、耕耘して、もう一度出していただくというような形を、できるかどうかと思ったん
ですけど、できれば、そうお願いしたいなという事でございます。以上です。

(〇〇氏) はい。分かりました。

(議長) 今、いろいろ意見がありましたけど、納税猶予制度というのは農地を農地として利用しま
して、農業経営を行うという事を前提に認められる制度ですので、いろいろ意見が出たので
すが、写真だけで判断なんですけど、なかなか今の段階では厳しいというところもありますので、
ぜひ今、委員のお話のとおり、できるだけ畑になるように努力していただいて。

(〇〇氏) はい、そうですね。サルスベリとかも残せるかなと思って考えていたんですけど、やは
り専門の人から言わせれば売り物にはならないだろうという事なので、これを抜いて、変えて
いきたいと思えます。早急にやりたいと思えますので、よろしくお願いします。

(議長) では、よろしいですか?・・・今日はどうもお忙しいところ、ありがとうございます。

(〇〇氏) いいえ、とんでもないです。どうもありがとうございました。

(〇〇氏退室)

(議長) それではこの件について、意見、ございますか?

(谷澤職務代理) これは、抜根してからもう1回という、そういう流れになるんですよね?抜根す
る予定でOK出すという事ではないですよね?

(議長) いや、それはちょっと無理かも知れない。

(坂本委員) 保留にしておいた方が、いいんじゃない?

(事務局長) 保留にしておいて、農地を抜根して、耕耘した段階で認めるという事で。

(議長) 抜根してもらって、またその段階で本人じゃなくて、書面だけでまた出ますので、その段
階でまた協議していただいて、保留をどうするか・・・。

(田中正治委員) それには、今、言われた期間がもう迫ってるので。

(事務局長) あと●ヶ月あるので、至急でやってもらうしか・・・

(田中正治委員) その答えを至急に・・・

(議長) それまでにやってもらうしか・・・

(田中正治委員) 期間すぐ来ちゃうじゃないですか。

(事務局長) 間に合うようにやってもらうしかないですね。

(議長) では、他にご意見なければ、この件はとりあえずここでは保留にいたしまして、本人に
できるだけ期間内に抜根してもらったり、農地として利用できる状態にってもらおうという事で、

また後の総会でまた検討したいと思いますので、今回は保留という事にします。それでは第2号議案について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは議案書2ページをお願いします。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年3月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは、番号1の雨間分を担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。ご説明させていただきます。去る3月20日に事務局2人と現地調査に行ってみました。6ページの地図をご覧ください。こちらは雨間の信号を●●方面に向かってもらって、橋を渡る手前を●に折れますと、●●●が広がっておりまして、その1画の所でございます。現地は住宅が迫っているように平面状では見えるのですが、実際にはこの○○○○番の北側は崖でございます。そんなような地形でございまして、現地調査をしたところ、ここは●●●なのですが、耕作した跡、切り株も、ちゃんと耕作して、草も1つも生えてないというような状況で、私も近くに畑があって、この●●●は毎年見てるんですけど、この○○さんとは面識はないのですが、毎年きれいに耕作をしているのを確認していますので、何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしく願います。

(議長) 続きまして、上ノ台分を担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。1年生の橋本です。どう判断したらいいのか分からない部分があるので、とりあえず状況報告をします。場所なんですけど、地図は7ページをお願いします。これは地図の一番下に五日市街道が通ってます。この黒い太線の所が上ノ台と引田の境になります。少し●側に行くと▲▲さんの畑があります。それで、まず一番上の○○○番ですが、これは結構悪い畑で、左下に向かっての斜面なんです。普通の斜面じゃなくて四角い畑が変な斜めに斜面の、使い勝手の悪い畑なんですけど、周りには植木とかがありまして、中の方は家庭菜園みたいにちゃんと耕してありました。それから△-○、これは昔、養鶏場だった跡なんですけど、現在周りにはお茶の木だとか、栗の木とか、梅の木とかが植わってまして、中央の方は家庭菜園みたいな感じで耕作がされてました。それから△-△は栗の木とか梅の木が植わっています。空いている場所もあるんですけど、そこはきれいに耕されていました。堆肥も積んであったりもしますが、きれいにはなっています。それから□番なんですけど、奥の方には栗の木があって、結構朽ちているんですけど、新しい苗も植えてありました。□番と△番の境が石垣になってるんですけど、石垣沿いには手入れしていない梅の木があって、その南側の方はちょっと空き地みたいになって、あと稲藁なんかブルーシートに包まれて積んでありました。ちなみにこの□番のところは昔、うちの畑で、換地になって、私は中央の方に全部移動しました。参考までなんですけど。これが上ノ台の一番●側になります。次のページの8ページにいきまして、これは上ノ台の一番●側にあります。●●の方は武蔵増戸駅で、●の方が五日市街道ですね。ここは分筆はしてあるんですけど、ほぼ一体として使ってありました。ここは普通の農家の畑

になっていまして、現在は何もないんですけど、ナスの栽培した跡とか、マルチをはがした跡があって、雑草とかも全くなってきれいになっています。多分ナスに関しては接ぎ木なので、秋の間にそういう事ができないから、放っというてあるんだと思います。一番左の道路沿いの方には結構大きくなっている植木が植えてありますが、雑草とかは生えてなくて、きれいにしていただきました。以上です。

(議長) それでは続きまして、伊奈分を担当の谷澤職務代理、説明をお願いします。

(谷澤職務代理) はい。それでは伊奈分について説明いたします。地図は9ページをご覧ください。

現地確認には事務局と行く予定だったのですが、都合が合わなくて、18日に私1人で行って参りました。場所の方は阿伎留医療センターの●側の道を●の方に行きまして、太い道が細くなる手前、それを右に、日の出の方に入って行った●側でございます。〇〇〇番、△△△番、これを1枚という形で使っている感じなんですけど、〇〇〇番の左側の南北にかけて、あと△△△番の一番右端の南北にかけて、ある程度手入れされたキンモクセイかな、それが植えてありました。あと、道路に接する部分なんですけど、垣根みたいなのがあった感じで、根っこだけが残った状態でありました。あと、その残った間なんですけど、よく耕耘されていて、この次に何を植えても大丈夫な状態になっていましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員、橋本喜久司委員、谷澤職務代理より説明をしていただきました。何かご質問ございますでしょうか？

(嶋崎委員) あの、今、お話いろいろお聞きしますと、上ノ台の●側の方がちょっと、という事でしょうか？

(橋本喜久司委員) そうですね。〇〇〇番と△-〇、△-△は、まあ、耕してはあります。家庭菜園みたいに。

(事務局) 現地自体は耕作放棄されている訳ではなくて、今、橋本委員がおっしゃったように、地形的なこともあったので、平地できれいにばあっと全部作るというやり方はちょっと厳しいような形ではあったので、手を替え、品を替え、ちょっと少しずつ、小さいウネでいろんな物を作るような形ですね。

(議長) これは、ちょっと入り組んだ方、段差が激しい所があるじゃないですか。

(嶋崎委員) ああ、あそこね。作りにくいよね。

(事務局) △-〇の方も同じような感じなので、△-△と□は果樹が植わってるので、下もきれいで問題ないです。

(嶋崎委員) では、そういう意味での、あんまり畑にふさわしくないという？

(事務局) 耕作するにはやりづらい、難しいという意味ですね。畑自体は補足ですけれども、きれいにはなっています。

(嶋崎委員) 分かりました。ありがとうございました。

(議長) 他にご意見、ご質問、ございますか？

(田中克博委員) この申請人の方は、立川が住所ですから、やっぱり立川から通作されてるのですか？

(事務局) 通作されて・・・あの、窓口に来た時もお本人様に来て、平成11年からなので、3年

毎にという事で、もう2回、別の案件もあって、3回くらいは会った事があって、話はしていますけど、まめにこっちに来ているという事で、大丈夫ですか？と聞いた事もあるのですが、一応来てやっていると同っています。

(議長) 他にご質問はございますでしょうか？・・・よろしいですか？今、いろいろご質問ございましたけれども、日頃、橋本委員、もし本人にお会いする事がありましたら、指導していただければ・・・

(橋本喜久司委員) 多分、この人じゃないかなっていう人は分かっているんですけど・・・ただ、ある程度は来ています。

(議長) それでは〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案について、事務局より説明願います。

(事務局) はい。それでは5ページをお願いします。第3号議案、非農地証明の願い出について。次の申出について、農地法第2条第1項に規定する農地にあたらない土地に該当するので、「農地法の運用について」(平成21年12月11日 21経営第4530号・21農振第1598号)第4(2)の規定に基づき農地にあたらないことを証明する。平成30年3月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは番号1につきまして、担当の栗原晋二委員、説明願います。

(栗原晋二委員) はい。今、事務局の方から珍しい議案と言うか、非農地証明の願い出についてという事で、農業委員会にかかっています。場所は昔の小宮小学校の●なんですけど、地図は10ページです。小宮小学校の●の、昔の戸倉の●●●●●があった所の近くになりまして、それでこちらが夕日平、その山の向こうが朝日平という、その中間の所に畑があったのが、もう畑ではないと。30年生の木がずっと並んでいるだと思っんです。そういう案件で出ています。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をいただきました。何かご質問はありますか？

(田中英雄委員) ここは前回も何か出ましたけど、昔、今は木が植わって山なんですけど、まだ畑はあるんですかね？農地としての。

(事務局) 補足で、この案件については、農振農用地でしたので、5月に促進協議会で除外の申請という事で皆さんにお示した案件です。改選前からいらっしゃる委員さんをご承知だと思っのですが、この場所は今、市の方が寄付でもらう予定で話が進んでいる所です。農用地を除外して非農地をして、小宮小学校のいろいろな体験授業で使うという形です。今、田中英雄委員からお話があったように、この場所とあと何筆か地目が畑というのがこの周辺にあるのですが、現地についてはみんな同じように山林化しております。ただ、今回みたいな寄付で、公共事業とかというような形でないと、実際農用地の除外ができないものですから、ここ以外の他の所

をやるとなった場合は、農用地の方の計画自体、全体を大きく見直さないとなかなか外れないので、ただ、他もこの辺はやっぱり地目畑だけど現状山林というのが、いくつも残ってはおります。

(田中英雄委員) それで所有者が申請しないとならない場合は・・・まあ山林ですよ、ここは。

(事務局) 基本的には申請主義なんですけど、農振農用地でなければ、本人から申請があれば、こうやって審査をして非農地という形で、山林ならできると思うのですが、農振農用地の網がもう1枚かかっていると、ちょっとそれを外す作業が簡単にはいかないのです、その場合は要相談で、一筋縄ではいかない状況なので、農振農用地の網掛け自体を見直したりしないと、ちょっと今すぐには、ここを全体的に山林化をどうするかというのは、進まないのかなとは思いますが、一応そんな形の手続きになっています。

(議長) 他にご質問はございますか？

(小田川委員) ちょっとすみません。今の説明で、いまひとつ分からなくて、この地目を変えるという、それは変な話、メリットと言うか、必要性っていうのは、そういうのは？

(議長) 今回、何で非農地にするかって言うのは、話としては市の方が寄付でもらうという話になっております。地方公共団体、国と東京都は地目が畑でも持てるんですけども、市は地目が畑と田んぼだと所有できないので、要は畑以外の地目に変更しないと、市の寄付でもらえないという事なので、現状はもう山林化している状況なので、農業委員会の方で非農地という形で証明を出して、地目を山林に変えてもらった上で、寄付で市の方に、という形で今・・・

(小田川委員) 影響はそういうところだけなのですね。要するに税金がどうのこうのとか、そういう訳じゃない？

(事務局) 多分、現況課税なので、山林課税にはなっているとは思いますが、そこは影響はないと思います。

(議長) 他にご質問はございますか？

それでは、ないようですので、番号1について、願出の土地について非農地である旨の証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定します。続きまして第4号議案ですが、番号1については△△△委員の関連案件ですので、一時退室をお願いします。

(△△△委員退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局) はい。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成30年3月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) それでは続きまして、番号1を担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。説明いたします。地図は11ページです。3月20日に事務局の方と同行して現地に行って参りました。この地図の右側にある川、秋川が下から上に流れています。ここはあの、五日市の△△△のあった所なんですけど、川向かいが五日市の駅の下秋川橋パーベキューランドになっている所です。ここは、●畝で区画整理されて△△△が全部並んでいまして、この2枚を使って、坪●反の所に今回の案件があります。現状は△△△の所にかさ上げされて、●●●坪の鉄骨ハウスが建ってます。行ったらこの〇〇さんがいらっしやって、事務局と一緒に話を聞く事ができました。中ではミニトマトの栽培がされていまして、700本が植わっています。私は、ハウス1棟●●●坪、●アールグライの鉄骨ハウスですけど、それで経営が成り立つのかな、というのが心配だったんですけど、本人としては計算が成り立っている、成り立つはず、と。現状は今、去年の夏の温度だとか今年の冬の温度とかで、大分トマトが傷められたところがあって、今年はちょっとそうじゃないけども、これから回数を重ねていってやれば、計算的にはビジネスとして成立するというお話でした。本人は元々は保険の代理店をやっまして、保険代理店という業界が非常に規制が厳しくなったりして、継続するのが先行きが厳しそうだという事で、このハウスをやる前に2年程どちらかの名人のところで、トマトの栽培を教わったりしながら自分の商売を模様替えして、農業で食っていこうという事で、始めたそうです。保険の方は今でもやっているそうなんですけど、実務的なところは提携する保険会社、橋渡し人が□□さんの関係の保険会社のところに業務委託をするような形で負担を減らして、重心を農業の方に移していくと。現在は武蔵境から電車通勤をしているんですけども、ゆくゆくは五日市の方に住むところを移したいという事も言っていました。販路については個人で販路開拓をされているようで、立川のららぽーと、そういった所に出荷をして、売れ行きも好調のようです。現状は以上です。この件は昨年、谷澤委員から法人がハウスをやっているという新聞を受けて、どうなっているんだ？という事で言われた件で、私はこんな事が問題になるとは全然思ってもいなかったもので、ただ△△△に残土が捨ててあるだけじゃなくて、栽培されて良かったなと思ってたんですけど、趣味でやるというのではなくて、実際に採算ベースに問おうとして取り組んでいる方だという事は、今回訪問して話をして分かりました。報告は以上です。

(議長) ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきました。何かご質問はございますでしょうか？

(谷澤職務代理) まず、いきさつが分からないような状態の人もいると思うので、いきさつを説明した方がいいんじゃないかと・・・

(事務局) はい、いきさつですね。大元は事務局も最初は分からなくて、最初、宮崎委員にあそこの△△△に基礎が打ってあるけど、大丈夫？というのが一番最初の始まりで、その時にこの土地所有者の□□さんにお話を聞いたら、鉄骨のハウスを建ててトマトをやりますよ、という話で、それなら問題ないですね、というような話で進んできたのが最初です。実際、□□さんが土地所有者ですから、□□さんも一緒にこの法人の社員という形でスタートしていたので、うちの方も特段問題はないという状況でいたのですが、半年くらい経った頃に、〇〇さんと□□さんの中で経営についての方向性の違いか、詳しくは分かりませんが、□□さんについては経

営から直接は外れるというような形になりまして、そうすると今度、□□さんが外れるのであれば正式に農地の貸し借りの契約をしてもらわないといけないので、そうなりますと、法人ですから認定を取っていただいて、それで利用集積なりで土地を借りてもらうというのが一番近道となりますので、今年の1月2月の担い手協議会の中で、認定就農者という事で認定を取っていただいて、利用集積で土地を借りて正式に契約を結ぶという形で、今回、このように議案にあげさせていただきます。

(議長) 今の経緯等含め、何かご質問ある方はどうぞ。

(橋本喜久司委員) 電車通勤という事ですけど、出荷はどうやって出荷を？

(宮崎委員) 出荷はですね、立川のららぽーとが主な販売先らしいのですけれども、軽トラをこっちに置いてありますので、現地に置いてありますので、そこで積んで、という事だと思います。

(橋本喜久司委員) 電車で来て、車でまた立川まで戻る？

(宮崎委員) 立川へ荷を持って行って・・・

(橋本喜久司委員) 来るのにも軽トラで来た方がいいような気がしますけど・・・

(宮崎委員) その辺は、あの、何がいいのかとかは・・・とにかく、ゆくゆくは、何も武蔵境ではなくて、五日市に住むところを探そうという事を考えている・・・

(平野委員) 最初、じゃあ、この□□さんと〇〇さんは共同経営をしていたという？

(事務局) そうですね。それであれば特段、土地は□□さんですから、問題ないんですけど・・・

(事務局長) 要するに最初は共同経営で□□さんと〇〇さんでトマトハウスを経営するという事だったんですけども、経営方針の違いか、分からないですけども、法人単独でやりたいという事だったので。

(平野委員) これは法人、▲▲▲▲▲という会社が農地を借りるという事ですか？

(事務局) そうですね。

(平野委員) 〇〇さん個人ではなく？

(事務局) 法人として、です。

(事務局長) 法人として認定はされていますので。

(平野委員) はい。

(田中正治委員) それで、△△さんは？

(事務局) △△△△△さんが▲▲▲▲▲の農場長という形で、お手伝いで、年間150日、フルタイムでなくても・・・

(田中正治委員) 手伝うの？

(事務局) 農場長という形でお手伝いをしています。

(事務局長) 法人の中には農業をよく知っている人がいないとダメだというのがるので、その立場に△△さんがいるという事です。

(議長) 他に・・・これ、あきる野市外の法人ですので、この後ご本人にも来ていただくのですが、まだ質問がありましたら。

(坂本委員) この▲▲▲▲▲という会社は、他にもこういう事でやってるんですか？

(事務局長) いや、ここだけです。

(事務局) 今はここだけです。将来的には拡大をしたいとは思っているようです。

(坂本委員) この基盤強化促進法では50アールの取得要件とか、そういうのは関係なく？

(事務局) 基盤強化促進法では認定されていれば取得要件は関係ないので。売買であれば、基盤強化促進法でも50アール、30アールの要件がありますけれども、賃貸借の場合は新規就農と同じで、面積がなくても認定されていれば借りることはできますので。

(小田川委員) 今の話の農用地利用集積計画というのは、それも全部含めて、会社が出したの？

(事務局) 計画自体は市の方が作成します。市が計画案を作って、農業委員会の方で審査をして、問題がなければ、農業委員会長からあきる野市長宛てにお返して、公告をした段階で効力が発生して、正式な貸し借りの・・・

(事務局) 要するに、貸したい土地、借りたい人がいますね。その、それぞれの計画を作るという事です。こういう人が貸したい土地があります、土地を借りたい人がいます、そのマッチングをしましょうという事で、市が計画を作成します。土地がある、人がいる、という計画を立てるという事です。

(議長) 他にご質問は？・・・本人にまもなく入ってもらいますけれども、ではその時に質問していただきたいと思います。先ほどのお話にもありましたが、△△△委員も農場長ですので、一緒の立場なので、質問があれば・・・ではお願いします。

(〇〇氏・△△△委員入室)

(議長) お忙しいところ恐れ入ります。確認なんですけど、住所が武蔵野市□□□□□□、▲▲▲▲▲▲、代表取締役、〇〇〇〇さんで？

(〇〇氏) はい。間違いございません。

(議長) あと、同、農場長で間違いございませんか？

(△△△委員) はい。△△と申します。

(議長) それでは、ご当人にお入りいただきましたので、質問がございましたら、質問をお願いいたします。

(谷澤職務代理) 谷澤と申します。今回この利用集積で□□さんの土地を借りるという事で、本来ならばこれが決まってから、ハウスを建てるという状況なんですけれども、先にハウスが建っている状況なんですけれども、契約期間が5年という事で、もしくは途中で、まあ、あつてはならない事なんですけど、会社が成り立たなくなっちゃうという事もあると思うんですよ。その時に、もしくは契約満了後、もしくはダメになった時に、その建物を取り壊すような、現況回復するような契約というのは、□□さんとしているのですか？

(〇〇氏) はい。

(谷澤職務代理) どういう形で？

(〇〇氏) あの、私の師匠筋に当たる人が責任持ってやるという形で、勿論僕も、あつてはならないとおっしゃっていただきましたけれども、そのようにしたいと思っているんですけど、万が一、極端な事を言えば、私が死んだとかそういう事になった場合に、なんとかなるような形には当然してありますし、□□さんにもその旨は伝えてあります。

(谷澤職務代理) それは書面をもって契約している、とかですか？

(〇〇氏) 書面が必要だと言われたら、書面を作って出す予定です。ただ、あの、私が万が一の時に、誰もそういう人がいないと困るので、私の師匠になる、トマトの作り方を教えてくれた人を連れて行って、最初に□□さんとその話はしているんですけども。

(谷澤職務代理) じゃあ、前もってハウスの解体費用とかを□□さんに預けてるとか、そういう事じゃない？

(〇〇氏) そういう事ではないです。そもそも、そうならないように頑張らなければいけないと、今、思っておりますので。ただ、現状回復はやっぱり、返還する時にはこちら側がやる事だという事は、もう、認識はしておりますので。

(議長) 他にご質問はございますか？

(嶋崎委員) 今のお話に関連しましてね、やっぱり貸借契約できちっとその辺は文章化して、お互いにきちっと、要するに損害があった時だとか、どんな自然災害があるかも分からないし、きちっとしておいた方がいいような気がしますけどね。

(〇〇氏) 承知いたしました。それでは相談して、書類を作成するようにいたします。

(谷澤職務代理) あの、実際、利用集積で、新規就農者の方がいるんですけど、利用集積で畑を借りても、ハウスを建てたくても建てられない状況もあるんですよ。だから、今、もう、ハウスが建っちゃってる状況ですけども、この契約がその辺でうまくいかなくなると、今度貸す方もね、ハウスを建てさせたくないという風になっちゃうと思いますので、是非ともその辺だけはちゃんとやっていただきたいと思います。

(〇〇氏) 承知いたしました。あの、ご迷惑をお掛けしないような形で、必ずきちんとやります。早急に行いますので。

(議長) では、他にご質問は？

(田中英雄委員) あの、あきる野市が初めてですよ？どこか他の市でもやってるんですか？

(〇〇氏) 私は、先ほど申しましたが、私の師匠、作り方を教えてくれた方のところで、研修を2年ぐらい、足掛けやらせていただきまして、実は、今もそうなんですけど、私は保険の代理店なので、□□さんと知り合いになったんですけども、それでその土地があるという話を伺いまして、ではという事で今回、一番最初にそういうような形で、やる事になったのがいきさつでございます。

(田中英雄委員) 1つ心配しているのはね、私の近くでも農業法人の会社がやっている訳ですよ。で、ちょっと遠いのでね、港区の人なんですけれども、畑の手入れと言うかね、耕作と言うか、今やってる法人の人が、結構草が多いんですよ。これを見ると武蔵野市なので、そういう通勤と言うか、農地まで来る手段というのは、手入れをする人数にもよるんだろうと思うんですけど、その辺はどうなんですか？

(〇〇氏) 私の場合は電車で毎日通勤しているんですけども、幸いな事に、パートさんがすぐ近所にお2人いらして、先般、雪が降った時、通勤ができなかった時なんかは、パートさん達にお願いして、処理をいろいろしていただいたりする事も可能ですし、いずれは、正直私はあきる野市に住みたいと思っておりますので、早くそうなれるように努力したいと思っております。

(田中英雄委員) なんせ、遠いもんですから、畑の手入れが満足に行き届かないのかなというのが、

私の近所の畑を見ているとちょっと感じるんですけど、その辺ぜひ手入れをしていただきたいなという風に思うんですよね。個人ではないので、なんかちょっとこう、目的が少しずつ違ってきてるのかなという気がしないでもないんですけど、それはお願いしたいなと思います。

(〇〇氏) 承知いたしました。

(議長) 他に？

(橋本喜久司委員) △△さんは給料をもらうだけ？取締役とか役員になってるんですか？

(△△△委員) いや、報酬はいただいていません。ボランティアです。無償でやっています。

(嶋崎委員) 年間150日って言ったっけ？△△さん。行かなきゃいけないんだよね？

(△△△委員) そうですね。ただ、8時間で150日という事ではないので。

(嶋崎委員) 10分でも行けばいいって事？

(△△△委員) 僕の口からそれは言えないですけども・・・

(嶋崎委員) まあ、極端に、分かりやすく言うとね。1回足を運べばそれで・・・

(△△△委員) はい。そういう事です。あの、勿論私も自分のところの経営が第一なので。

(事務局) そこは決まりはないです。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(平野委員) 平野と申します。どうもご苦労様です。あの、先ほど師匠と言われたんですけども、この辺の方なんでしょうか？

(〇〇氏) 茨城の水戸の人で、本人は50ヘクタールくらいの農地を持ってらっしゃる方です。

(平野委員) そうすると、プライベートでお答えにくい事もあると思うんですけど、△△さんとの接点というのは、どういう風に・・・？

(△△△委員) あの、元々はですね、平野前農業委員会会長さんの方から、ちょっと手伝ってやってくれないかという事を頼まれてまして、私もそれまで面識はなかったんですけども、それでは1回お話させていただいて、という形で伺わせていただいて、法人資格を取得する際に農業者が農場長になるというのが、条件でどうしてもあって、〇〇さんがその資格を持っていれば一番いいんですけども、やはりどうしても研修を受けなければいけないとか、いろいろとそういう条件があったものですから、誰かしらが農場長という立場にならないと話が進まないという事で、平野前会長から頼まれたという事もありましたし、僕も〇〇さんとお話させていただいたり、現実にもう栽培もされていますので、現状とか見させていただいて、これはじゃあお手伝いしようかなという形で今、関わらせていただいています。

(平野委員) 分かりました。ありがとうございます。

(小川委員) △△さんにもお伺いしたいんですけど、無償でね、150日もってというのは、ちょっと普通だと納得がいかないんですけど、言いにくいと思うんですけど、いかがなんですかね？

(△△△委員) 確かに長時間、それこそほんとに8時間行かなきゃいけないとか、という事であれば、当然私もいくらか何かの報酬をいただきたいなという形にはなりますけれども、現状、立場的にはアドバイザーみたいな形なので。それにゆくゆくは〇〇さんが自分で農業者の資格を取れば、僕が外れても会社としては存続できますので、それが最終的に今、目指していると

ころでもあるんです。僕もだから早い段階で外れたいなと思っているんですけど、今、そういう風にもっていききたいなという風な形で動いてはいます。なので、期間限定でお手伝いというつもりで、僕も勿論自分の経営があるので、そっちはしっかり。

(議長) 他には？

(田中克博委員) 田中と申しますが、一応パートさんがいらっしゃるという事で、何名ですか？

(〇〇氏) 2名です。

(田中克博委員) 2名で、時間は何時間ぐらい？

(〇〇氏) 基本的には午前中10時から12時までの2時間限定でやっていただいています。

(田中克博委員) お2人ともだいたい2時間ぐらいでやっているという形で、〇〇さんは毎日？

(〇〇氏) はい。

(田中克博委員) 大体何時から何時ぐらいまで？

(〇〇氏) 大体五日市の駅に着くのが8時30分ぐらいで、帰りの電車に乗るのが5時2分ぐらいの電車になります。

(田中克博委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中英雄委員) もう1つよろしいですか？●●●●●㎡弱ですが、収益は？●反ぐらいで、どうなんでしょうか？

(〇〇氏) 販路の拡大には努めていますし、幸いな事に、立川のららぽーとという所に出荷をしているんですけども、ない場合は店舗の方にお客さんから問合せがあるようなぐらいまで、認知していただくようになりましたので、これからもっとそういった部分でアピールしていきたいなと思っております。

(議長) 他にご質問はありませんか？・・・ないようですので、〇〇さんにこれからの自分の事業をどうしていくという意気込みを含めて、一言お願いしたいのですが。

(〇〇氏) はい。▲▲▲▲▲の代表取締役の〇〇と申します。本日はお忙しい中お時間を取っていただき、ありがとうございました。私の作っているミニトマト「ぷちぷよ」と言うのですが、皆様ご存知だと思うのですが、その作り方に特化した、今、やり方をしておりまして、日射比例式のかん水システムを使った培地栽培をやらせていただいております。ゆくゆくは五日市並びにあきる野のPRになるような商品作りを心掛けて、あきる野市、五日市の活性化にも役立てるような、そんな物を作りたいと考えておりますし、そういった部分で皆様のお力になればと思っておりますので、今後とも是非よろしく願いいたします。

(議長) お忙しいところ、ありがとうございました。

(〇〇氏・△△△委員退室)

(議長) それでは他にご質問、ございますか？

(谷澤職務代理) 質問と言うか、契約書みたいなのを交わしてやっていると言ってたんですけど、それを提出して欲しいという事は言えるのですか？

(事務局長) いや、相対なので・・・

(谷澤職務代理) 相対だと言えない？

(事務局長) あの、利用集積の契約書はあるのですが、その他の契約書は、こちらはもう何とも言えないですね。

(谷澤職務代理) 要は居なくなっちゃった時に、そこに鉄骨のハウスだけ残って誰も使わないから、倉庫になっちゃうとか、そういう状況が一番ここではまずいと思うんですよ。

(事務局長) そうですね。それは相対で契約書を作っていただくという事で、仰っていましたので、参考にいただくという事であれば、いただくのは問題ないと思います。

(事務局) はい。その話は宮崎委員と現地行った時も、宮崎委員も心配されて確認はしていて、万が一の時の対応は、という事で、書類化もすると言われていましたので。

(事務局長) 一緒に添付してもらうように、お願いをします。

(議長) 他にご質問ございますか？

それでは、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。では、△△委員をお願いします。

(△△△委員入室)

(議長) それでは、続きまして番号2を、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは4ページに戻っていただいて、

(第4号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) それでは続いて担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。3月20日に事務局の野口さんと現地確認をして参りました。更新ですので、現況を説明いたします。地図は12ページをご覧ください。秋川体育館の信号を●の方に行きますと、住宅にぶつかるT字路になるんですけども、それを●の方に曲がって行った●枚目の所が○○○番で、今、収穫済みでマルチを剥いで、あと耕耘するだけの状況になっていました。それから△△△番△は、更にもう1本●側の道を、100メートルくらい●に戻った所です。70メートルくらいある畑なんですけれども、半分がやはりもう収穫済みで、残りの半分以上を芽キャベツみたいなので、今、まだ収穫するものが植えてあります。両方とも毎年ちゃんと耕作しているので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、堀江委員より説明をしていただきましたが、何か質問はありますか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは番号3をご説明いたします。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。事務局、野口さんと3月20日、現地調査に行つて参りました。地図は13ページです。市民体育館の信号からファーマーズセンターに向かつて、●本目、花がきのそば屋さんを過ぎて●に曲がります。十字路に当たるので、その十字路の●枚手前の畑です。ちょっと高台になってまして、現地を見させていただきました。長い畑で2作ほどレタスの苗が植えられておりました。あとはきれいになっておりましたので、問題は別はないと思いますが、審議の程、よろしく願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますか？

ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続いて専決の報告を、事務局、説明を願ひいたします。

(事務局) はい。それでは3月の専決ですが、時間の関係もございますので、この内容を見ていただくという事で、割愛させていただくような形でよろしいでしょうか？

(異議なしの声あり)

(事務局) それでは、よろしく願ひいたします。以上です。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、4月25日、水曜日、午前9時30分から、あきる野市役所、5階、503会議室です。よろしく願ひいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前11時43分